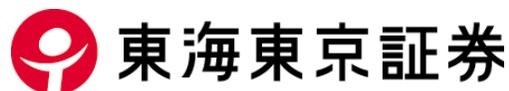


# 相続の基礎

～ 「相続」を学ぼう!! ～

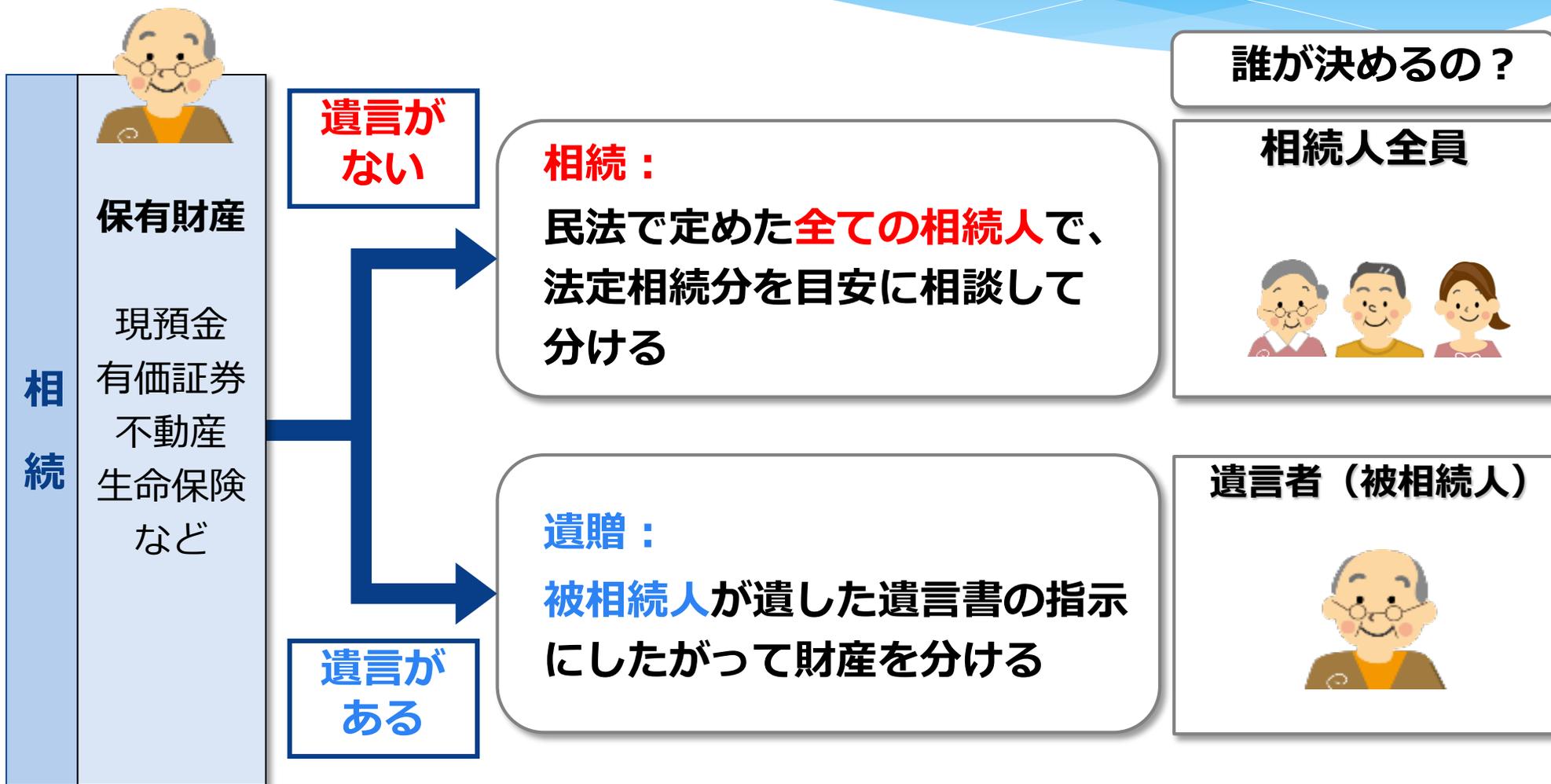
## 想いを伝える遺言の効果



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成28年9月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

# 遺言がない場合とある場合の相続



# 遺言書のメリット

## 遺言者

### ・ 法定相続分と異なる配分ができる

渡す財産に差を付ける事ができる



「老後の生活のため、大部分を妻に遺したい」

### ・ 特定財産を相続人を指定して承継できる

家業や自宅をスムーズに承継できる



「経営している会社の株式は、  
すべて後継者である長男に  
相続させたい」

### ・ 相続人以外へ財産を遺すことができる

お世話になった人への財産分け



「面倒をみてくれた息子の嫁にもあげたい」

## 相続人

### ・ 相続争いを未然に防止できる

遺産分割協議が不要となる



### ・ 相続手続きの負担軽減ができる

協議書の作成・戸籍謄本取寄せの省略が可能  
(公正証書遺言の場合)

## ■ 遺留分… 遺言に優先して相続人が取得することができる最低限の財産の割合

### 【遺留分減殺請求】

➤ 相続が開始し、遺留分が侵害されていることを知った時から**1年以内**に請求する。

| 相続人    |      | 法定相続分 |     | 遺留分                 | 各相続人の遺留分 |     |
|--------|------|-------|-----|---------------------|----------|-----|
| 配偶者    | 子    | 1/2   | 1/2 | 被相続人の<br>財産の<br>1/2 | 1/4      | 1/4 |
| 配偶者    | 父母   | 2/3   | 1/3 |                     | 1/3      | 1/6 |
| 配偶者    | 兄弟姉妹 | 3/4   | 1/4 |                     | 1/2      | なし  |
| 配偶者のみ  |      | 全額    |     |                     | 1/2      |     |
| 子のみ    |      | 全額    |     |                     | 1/2      |     |
| 父母のみ   |      | 全額    |     | 1/3                 | 1/3      |     |
| 兄弟姉妹のみ |      | 全額    |     | なし                  | なし       |     |

※ **トラブルの種を残さないよう、遺留分に配慮した遺言書の作成を心掛けましょう。**

# 自筆証書遺言と公正証書遺言

|             | 自筆証書遺言   | 公正証書遺言  |
|-------------|--|---|
| 作成方法        | 自分自身で作成  | 公証役場で公証人に遺言の内容を口授し作成                                    |
| 長所          | 誰にも知られずに作成<br>書き換えが容易  | 家庭裁判所による検認手続きが不要<br>公証人が作成するので<br><u>無効になることは極めて少ない</u> |
| 短所          | 遺言書に不備があると無効になる<br>家庭裁判所による検認手続きが必要  | 費用が掛かる<br>証人2人が必要                                       |
| 遺言執行者       | <指定されるケースが多い候補者><br>信託している相続人、親族、知人、専門家（弁護士等）  |   |
| 遺言執行者の義務・負担 | <ul style="list-style-type: none"> <li>★遺言開示<br/>相続人・受遺者に遺言書の開示を行ないます</li> <li>★遺産調査・財産目録<br/>遺産の調査を行ない、財産目録を作り相続人・受遺者に交付します</li> <li>★遺言執行事務<br/>遺言書の内容に基づいて、遺産の名義変更・換金解約及び財産配分（引渡し）を行ないます</li> </ul> |   |

### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【 金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等     : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会     : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会